

指定障がい児相談支援利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と合同会社e-プラス（以下「事業者」という。）は、Officeクラージュ（以下「事業所」という。）において、利用者が事業者から提供される指定障がい児計画相談支援にかかる事業を利用する事について、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障がい児支援利用計画をおこない、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な児童福祉法に基づく障がい児計画相談支援を適切に提供することを定めます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は令和_____年_____月_____日から利用者の障がい児支援利用計画作成支給決定の有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の日に引き続き利用者について障がい児支援利用計画相談給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。

第3条（障がい児支援利用計画の作成）

事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させ、障がい児支援利用計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者のサービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービス提供するうえでの留意点等を盛り込んだ障がい児支援利用計画の原案を作成します。
- 4 障がい児支援利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を受けます。
- 5 その他、障がい児支援利用計画の作成に関する必要な支援を行います。

第4条（経過観察・再評価）

事業者は、障がい児支援利用計画作成後、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、経過の把握に努めます。
- ② 作成した障がい児支援利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて障がい児支援利用計画の変更、支給決定の変更申請等に必要援助を行います。

第5条（計画の変更）

利用者が障がい児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障がい児支援利用計画を変更します。

第6条（入所施設等への紹介）

事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害者支援施設や病院等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介又はその他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（利用料金）

事業者の提供する指定障がい児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、事業者がサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

第8条（契約の終了）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ④ 第9条から第11条に基づき本契約が解約または解除された場合。

第9条（利用者からの中途解約）

利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第10条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合

には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者若しくは相談支援専門員が正当な理由なく、本契約に定める相談支援を実施しない場合。
- ② 事業者若しくは相談支援専門員が故意または過失により利用者若しくはその家族等の生命・身体・財物・信用等を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第11条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解約することができます。

- ① 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- ② 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合。

第12条（事故と損害賠償）

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第13条（秘密保持）

事業者の従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

第14条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口及び行政機関その他苦情受付期間に苦情を申し立てることができます。

第15条（本契約に定めのない事項）

利用者と事業者は、審議誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者
＜住 所＞ _____

＜氏 名＞ _____ 印

(代理人)
＜住 所＞ _____

＜氏 名＞ _____ 印

＜続 柄＞ _____

事業者
 ＜事業者名＞ 合同会社 e-プラス
 ＜事業所名＞ Office クラージュ
 ＜事業所住所＞ 宮崎市吉村町江田原甲 215 番地 13 号
 アーバンコーポレーション 101
 ＜代表者名＞ 代 表 江藤 勇氣 ⑧